

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	金融指標に関する規制の枠組みの整備	
担当部局	金融庁企画市場局市場課 金融庁企画市場局市場課	電話番号： 03-3506-6418 電話番号： 03-3506-6435 e-mail： RIA@fsa.go.jp e-mail： RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和2年7月17日	
事前評価時の想定との比較	事前評価時、金融指標をめぐるIOSCO・諸外国の動向、金融指標が金融・資本市場において担っている役割の大きさや、金融指標及び指標算出プロセスについて指摘されている様々な問題への対応の必要性などを踏まえると、我が国においても、金融指標の算出者のガバナンスの強化、算出プロセスの透明性の向上を図る公的規制の枠組みが必要であるとしていたが、当該規制導入後も、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、指定を受けた特定金融指標算出者は当局に対して届出書等の提出や、業務規程の作成・遵守が求められることとなることから、特定金融指標算出者において、これらの義務を履行するための費用が発生するとしていた。 本規制の新設により生じた費用のみを抜き出して把握し金銭価値化することは困難であるものの、多額の追加費用が発生している状況にはない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	事前評価時、特定金融指標算出者が公的規制に服することにより、当局は、特定金融指標算出者を監督することとなるため、行政庁(国)において、特定金融指標算出者に対する検査・監督を行うための費用が発生すると想定していた。 事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	事前評価時、特定金融指標算出者に対する公的規制の導入により、特定金融指標算出者が公的規制に服することにより、当局による特定金融指標算出者に対する規制・監督等を通じて、特定金融指標算出者のガバナンスの強化、算出プロセスの透明性の向上、特定金融指標算出者による不正行為の抑止が継続的に図られており、事前評価時に想定した通りの効果が発生している。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	当該規制導入により、特定金融指標の信頼性を確保することにより、投資者が安心して当該金融指標を参照した取引を行えるようになるなど、取引の安定性や金融商品の公正な価格形成等を通じて、我が国資本市場の機能の十全な発揮が図られていると考えられ、事前評価時に予測した便益とかい離はないが、便益の金銭価値化は困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	規制導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。	
備考		